

基本方針の変更の主な内容

「気候変動を考慮した臨海部の強靱化」

→港湾法等の一部を改正する法律(令和7年4月成立)を踏まえ、官民関係者がハード・ソフト一体の各種施策を講じる「協働防護」についての記載を追記・修正。

「災害時の海上支援ネットワークの形成」

→令和6年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方(令和6年7月交通政策審議会答申)を踏まえ、防災拠点(支援ふ頭)による海上支援ネットワークの形成に関する記載等を追記・修正。

「洋上風力発電設備設置の拠点となる港湾の利用効率化等」

→港湾法等の一部を改正する法律(令和7年4月成立)や海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和7年6月成立)を踏まえ、基地港湾の埠頭の一時的な利用について調整する利用調整協議会の記載等について追記・修正。

「広域的な資源循環の促進」

→第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月閣議決定)の記載を踏まえ、循環型経済への移行に向けた港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進に関する記載について追記・修正。

上記に加え、法改正や政府の会議で示された内容等について反映。